

# もっと知ろうよ！オキナワ！

## 第16回 日米地位協定に基づく公務外の事件等の被害者への補償制度の実態と課題～沖縄県うるま市女性殺害事件を通して考える～

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 委員 川上 詩朗 (48期)

### はじめに

2016年4月28日午後10時ころ、沖縄県うるま市において、ウォーキング中の女性（20歳）が、何者かに殴る、首を絞める、刃物で刺す等の暴行を受け殺害されるという事件が起きた。この事件の被告人S（当時32歳）は、米国籍を有し、米空軍の嘉手納基地内のインターネット関連会社の社員として勤務していた。

Sは死体遺棄罪・殺人罪・強姦致死罪の容疑で那覇地裁に起訴され、2017年12月、無期懲役の判決を受けたが、その後控訴し、現在福岡高裁那覇支部で審理されている。

他方、被害者の遺族は、損害賠償命令制度を利用して、Sに対して、損害賠償の決定を得た。しかし、Sに支払能力がないことから、2018年3月、日米地位協定18条6項（以下、引用する条文は日米地位協定の条文を指す）に基づき、沖縄防衛局を通じて米国側に補償金を請求した。これに対して、米国は、Sは18条6項の「被用者」に該当しないとして、補償金の支払いを拒否する旨回答したと報じられている（2018年3月17日琉球新報他）。

これに対して、Sは「軍属」（1条（b））であることから、軍属としての「特権は確保しつつ、補償支払いの責任を果たそうとしない今回の補償拒否問題は、米政府が責任を取らない人物まで特権を与えているという日米地位協定の構造的欠陥を改めて浮き彫りにした」と批判されている（「米軍属に暴行殺害された市民女性に対する遺族補償を日米両政府に求める決議」2018年3月28日名護市議会）。

### 公務外の事件等の被害者への補償制度

「合衆国軍隊の構成員」（軍人など）もしくは「被用者」（以下「構成員等」という）の不法行為が公務外で行われた場合、被害者は構成員等に対して損害賠償を請求することになる。しかし、米軍兵士などの日本駐留は一時的であり、随時国外に移動する立場にあるし、日本に十分な資産を持っていない場合が多いため、実際には被害者救済が十分に実現できない状況にある。

そこで、日米地位協定により、米国政府が補償金の額を決定し、被害者側に対して示談書を提示した上で、その同意を得て支払うという仕組みを設けた（18条6項）。

また、1995年（平成7年）に沖縄で起きた米兵による少女暴行事件をきっかけに設置された日米特別行動委員会（SACO）が1996年（平成8年）12月8日にまとめた最終報告（SACO合意）には、日米地位協定18条6項の運用改善の一つとして、米国政府による補償金が裁判所の確定判決の額に満たない場合、日本政府がその差額を支払う仕組みが盛り込まれた（SACO見舞金）。

これにより、被害者は、裁判所の確定判決があり、かつ、米国政府から補償金が支払われた場合において、それが確定判決の額に満たないときには、日本政府からその差額が支払われることになった。

### 公務外の事件等の被害者への補償制度の実態

このように、公務外の不法行為による被害回復の

ための制度は整えられているように見えるが、その実態は、被害回復からほど遠い現状にある。

SACO合意が発表された1996年度（平成8年度）から2016年（平成28年）9月までの約20年間における米国の軍人・軍属（以下「米兵等」という）による公務外の事件等の発生件数は、1万9555件である。これに対し、SACO見舞金の支給件数及び支給額は、13件、約4億2800万円にとどまっている（2016年11月25日第192回国会衆議院安全保障委員会議事録参照）。

また、確定判決額が7509万円であるのに対して、米国の補償金は1340万円、日本の負担金は6169万円という米軍関係者による交通死亡事故の例に見られるように（前掲議事録参照）、確定判決と米国の補償金額との差が大きい。しかも、米国の補償金額の算定基準が日本側に示されていないため、補償金額は米国政府の言いなりである。

さらに、米国政府との間で取り交わす示談書には、米国政府以外に、日本政府及び加害兵士の免責条項が書かれていた。米兵犯罪に巻き込まれ、家族を失った遺族の心情に照らせば、加害兵士の免責を求めることは堪えられないことではないだろうか。

この点、2006年1月に横須賀で米兵に妻を殺害された山崎政則氏（以下「山崎氏」という）は、米国政府の示談書に日本政府や加害兵士の免責条項が書かれていることの削除を求めて長年交渉してきた。その取り組みもあり、日本政府の免責条項は削除されるに至ったが、加害兵士の免責条項は現在も削除されていない。

なお、山崎氏は、必ずしも納得できないものの、2017年11月、米国政府との示談書を受け入れ、

SACO見舞金の申請を行った。山崎氏の場合も、確定判決の賠償額は約6500万円であるのに対して、米国政府の補償金は約2800万円にとどまっている。また、SACO見舞金には遅延損害金が含まれていないなど課題が残されている。

## 公務外の事件等の被害者への補償制度の課題

このように、公務外の事件等の被害者への補償制度があるとしても、被害者の圧倒的多数が泣き寝入りをしている現状は改善されておらず、多くの課題が残されているが、今回のうるま市の事件は、さらに新たな問題が加わった。

米国政府は、加害者が米軍に直接雇用されておらず、米軍に関連する民間会社に雇用されている場合「被用者」には該当しない（18条6項）とするが、加害者は「軍属」として特権が認められながら（17条3項など）、他方で補償金を受け取ることができないというのは公平性を欠くのではないか。しかも、SACO見舞金の支給は米国政府との示談の成立が要件であるため、SACO見舞金も受け取ることができないことになる。

うるま市の事件に見られるように、日米地位協定は、多くの構造的欠陥を抱えており、それは沖縄だけの問題ではない。日米地位協定を改定し、問題の抜本的解決を図るために、当会としても積極的な取り組みが求められている。